

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく「申請に  
対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間

(令和元年7月30日設定)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)に係  
る以下の処分については、別紙「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドラ  
イン)」(平成20年4月内閣府公益認定等委員会)のとおりとする。

- 1 公益認定(第4条)  
※標準処理期間 180日
  
- 2 公益目的事業等の変更の認定(第11条第1項)  
※標準処理期間 120日
  
- 3 合併による地位の承継の認可(第25条第2項)  
※標準処理期間 60日